

令和2年度第2回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第一分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和2年10月8日(木)	
委員(敬称略)	第一分科会長 浅岡 輝彦 あさひ法律事務所 弁護士	
	委員	笈 淳夫 学校法人工学院大学建築学部 教授
	委員	枝松 広朗 あおば公認会計士共同事務所 公認会計士
審議対象期間	令和2年4月1日～令和2年6月30日の間における調達案件	
抽出案件	10件	(備考)
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。
審議案件	10件	
意見の具申または勧告	なし	
委員からの意見・質問に対する回答等(※書面による質疑応答をまとめたもの)	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

【審議案件1】

審議案件 : 中央合同庁舎第5号館11階政策統括官(総合政策担当)タイルカーペット張替等工事
 資格種別 : 「建設工事-建築一式工事」(「C」は「D」ランク)
 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、一者応札であるため
 発注部局名 : 大臣官房会計課
 契約相手方 : 株式会社ライオン事務器
 予定価格 : 3,421,000円
 契約金額 : 3,080,000円
 落札(契約)率 : 90.03%
 契約締結日 : 令和2年3月16日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社ライオン事務器が契約の相手方となった。落札率は90.03%である。

意見・質問	回 答
なぜスケジュールがタイトになったのでしょうか。	執務室のタイルカーペットの張替工事であるため、業務に支障を生じさせない3連休等を実施することで調整しており、実施時期が限られてしまったことから、結果的にスケジュールがタイトになってしまいました。
一者応札になった要因分析として、入札日が3月16日、履行期間がその翌日から1週間(着工日が契約日の翌日)となっており、準備期間としては非常に短く(=ほとんどなく)実施体制が整わなかったから、との指摘がありますが、準備期間にもう少し余裕を持たせることはできなかったのですか。人的に余裕のない中小業者を実質的に排除することになり、一者応札の重要な原因となっている可能性があります。	日程調整がうまくいかず、結果的にスケジュールがタイトになってしまったため、準備期間も短くなってしまいました。 このことについては、中小業者を排除する意図、ひいては一者応札にする意図は全くありませんでしたが、結果的にそのような状況につながる可能性があるため、今後は余裕をもったスケジュールを事前に組めるよう、早めに進めてまいります。

<p>今回の落札者である㈱ライオン事務器は前回までの落札者ですか。というのは仕様書の内容ではどのようなスペックのカーペットを張り替えるのか不明のように思います。仕様書を手交した新規参入者は工事内容が十分に理解できず、工事見積りができなかった、という可能性はないですか。結果として、既存のカーペット設置業者しか入札ができない状況を作ってしまったということはないですか。</p>	<p>平成31（令和元）年度を含めた過去3年間のタイルカーペット張替工事において、本工事の契約相手方である（株）ライオン事務器との契約はありません。カーペットのスペックについては、仕様書（工事内容）に詳細を記載しております。</p>
<p>仕様書の中に、指定した履行期間内で実施体制を整えにくい条件が入っていなかったでしょうか。今後仕様書の条件を変えることで一者応札を避けるための工夫の余地はないでしょうか。</p>	<p>履行のスケジュールがタイトになったことが一者応札の要因と考えており、仕様書上の条件が過度に厳しいものになっていたわけではないと考えています。今後は、履行期間に応じた条件の緩和など仕様書の内容を工夫していきたいと考えております。</p>
<p>【審議案件2】 審議案件名：東京ベイ東急ホテルの宿泊施設等の使用 資格種別：－ 選定理由：随意契約を実施している案件中、コロナ関連で、最も契約金額が高いため、随意契約の妥当性を確認する必要があるため 発注部局名：東京検疫所 契約相手方：東京ベイサイドホテル合同会社 予定価格：887,075,200円 契約金額：887,075,200円 落札(契約)率：100% 契約締結日：令和2年4月27日</p>	
<p>(調達の概要) 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。</p>	
<p style="text-align: center;">意見・質問</p>	<p style="text-align: center;">回 答</p>
<p>緊急対応のためやむを得ない措置と思われませんが、価格の適正さは担保されているのでしょうか。</p>	<p>単価の決定にあたっては、4月の稼働率86.7%、平均客室単価16,915円から、1室あたりの料金は$16,915 \times 86.7\% = 14,665$円。10%を逸失利益と捉え、1室あたり$14,665 \text{円} + 1,466 \text{円} = 16,131$円とし、端数を割り引いて1室16,000円となったものです。（参考：ホテルの経営管理データ） 競合ホテルの平均客室単価との乖離も少ないことから、適正な価格であったと思料します。</p>
<p>ホテル側からの提案書の10.金銭的条件のところで、金額の算定根拠の記述があります。そこでは、2019年4月の一室当たりの客室単価が16,915円、稼働率86%と記されておりますが、このデータについては、ホテル側の経営管理データを見せてもらう等の検証を行いましたか。</p>	<p>東京ベイ東急ホテル4月分の経営管理データで、ADR（平均客室単価）$15,377 \text{円} \times \text{サービス料} 10\% = 16,915$円と確認しています。 単価の決定にあたっては、比較対象として2019年4月の経営管理データから算出したものです。 東京ベイ東急ホテルは、2018年5月から開業しているため、対前年増減、比率の計算が反映していないものとなります。</p>
<p>営業再開時の逸失利益を含めるという理由で、客室単価を16,915円から20,000円に上げておりますが、この約4,000円の差額の算定過程は確認しておりますか。</p>	<p>冒頭の提案は単価$20,000 \text{円} \times 80\%$となっており、単価を16,915円から引き上げたように見え、誤解を生じる記載となっていました。 実際の単価の算定過程は、4月の稼働率86.7%、平均客室単価16,915円から、1室あたりの料金は$16,915 \times 86.7\% = 14,665$円。10%を逸失利益と捉え、1室あたり$14,665 \text{円} + 1,466 \text{円} = 16,131$円とし、端数を割り引いて1室16,000円となったものです。</p>

【審議案件3】

審議案件名 : 新型コロナウイルス感染症PCR検査受検者に係る対応補助業務
資格種別 : -
選定理由 : 公募を実施している案件中、契約金額が予定価格と同額であり、一者の応募であったため
発注部局名 : 関西空港検疫所
契約相手方 : 関西エアポートオペレーションサービス株式会社
予定価格 : 4,915,680円
契約金額 : 4,915,680円
落札(契約)率 : 100%
契約締結日 : 令和2年6月23日

(調達の概要)

公募を実施した結果、応募が一者であり、業務の適正実施が可能であると認められたことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づく随意契約を行った。

意見・質問

回 答

予定価格の算定について、期間業務職員の上限である行(一)1級44号俸給を今回の月額給与単価に選定していますが、その選定根拠を教えてください。

新型コロナウイルス感染症に係る対応業務であったことから、感染リスクを考慮するとハローワークで公表されている事務的職業の単価に当てはめられないと判断したため、非常勤職員である事務補佐員として雇いあげた場合の単価を採用しました。
非常勤職員である事務補佐員として雇い上げた場合の単価は1,447円です。
算出根拠は以下のとおりとなります。
行(一)1-44相当 (期間業務職員(事務補助)の上限) $210,200 \times 1.12 \times 12 / 21 \div 12 \div 7.75 = 1,446.53 \div 1,447$

一般社団法人日本人材派遣協会資料下段の計算式ですが、 $2,067円 \times 14時間 \times 5名 = 144,690円$ で時間単価を計算し、予定単価としていますが、この1日の労働時間と必要人数についてのインフォメーションが仕様書には記載されていません。説明会も省略されています。応募事業者が十分な意思決定を行うための情報が十分に開示されていないと推測されますが、如何でしょうか。

新型コロナウイルス感染症の影響により航空機の到着状況等が不明確であるため、労働時間と必要人数を明確にインフォメーションすることが困難であったため、対応してほしい時間帯(07時00分から21時00分まで)と配置してもらいたい人員数(常に3~5名程度)を仕様書に設定しました。
また、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策への対応は日々変化していたこともあり、説明会を開催したとしても明確に回答することは困難であることから仕様書の「11. その他」で定めた項目により対応可能な業者と契約せざるを得ませんでした。

事務局への質問: 公募とありますが最終的には随意契約なのではないでしょうか。
お送りいただいた資料「契約方法について」のどの契約方法に該当すると理解すれば宜しいのでしょうか。

(事務局)
最終的には随意契約になります。随意契約(会計法第二十九条の三第四項、予算決算及び会計令第二百二条の四第三号)に該当します。

(該当部局の見解)

今年度初実施の案件であり、当時新型コロナウイルス感染症関係の業務について敬遠する業者が多いなか、当該業者より新型コロナウイルス感染症関係業務も可能との提案を受けましたが、他にも業務が可能という業者があるのではないかと考え、手続きの適正化等のため、まずは公募を実施し、応募のあった一者と会計法第二十九条の三第四項、予算決算及び会計令第二百二条の四に基づき契約しました。

【審議案件4】

審議案件名 : 国立療養所栗生楽泉園宿舍改修整備工事
 資格種別 : 「建設工事-建築一式工事」(「B」又は「C」ランク)
 選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、低入札価格調査を行っているため
 発注部局名 : 国立療養所栗生楽泉園
 契約相手方 : 第一建設株式会社
 予定価格 : 60,932,158円
 契約金額 : 52,635,000円
 落札(契約)率 : 86.4%
 契約締結日 : 令和2年6月4日

(調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、7者応札があり、第一建設株式会社が契約の相手方となった。落札率は86.4%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問**回答**

履行状況はどうでしょうか。

11月30日の竣工に向けて工事は順調に進んでいます。

技術審査委員のメンバー構成ですが、半分を外部委員にしており、これは結構なことですが、技術資料採点表の信頼性を損なわないように、メンバーに技術に関する専門家も入れた方がいいと思いますが、如何でしょうか。

適当な人材がいないことから外部委員の人選には苦慮しているところです。以前、草津町土木課職員に依頼したところ、難しいとの回答をいただいた経緯があるようですが、次年度においては、再度、依頼することを検討します。

低入札価格調査表の履行可能理由についてですが、「材料一括購入等で諸経費の低減を図ることができる」との内容について、具体的に数値を示した資料は入手しておりますか。資材購入先一覧に資材購入単価は示されておりますが、この単価がどのように経費低減に結び付いたのか、この資料からだけでは分かりません。

今回の工事は近隣施設の改修工事が同時期に予定されていることから、各種資材を一括購入することで諸経費が抑えられることが可能と聞いていました。
 実際、業者作成の資料によれば、今回の購入予定額と通常の購入額(過去の実績)を単純に比較すると、240万が経費低減に結び付いていると思われます。

入札事業者7者のうち低入札基準値を下回った事業者が2者おります。予定価格が適正だったかどうかについてはどのように検証していますか。

今回、設計業者が作成した工事費や材料費の積算については、建築コスト情報の刊行本や複数業者の見積により作成されており、市場価格との大きな差は無く予定価格として適正と思われます。

設計事務所に見積価格をそのまま予定価格としておりますが、過去の同種の工事实績等の資料と照らし合わせる等、分析的にその価格の適正性を検証する手続が必要であると考えますが、如何でしょうか。

また過去の同種の工事实績との照合に関しては、平成28年に実施した「不自由者棟4号棟東西改修整備その他工事」に含まれる宿舍改修工事と照合しており、約11%の増額傾向にあるものの概ね適正価格であると判断されます。

ここ数年で、価格の変動(高騰)並びに人工単価が上昇している反面、手持ちの工事が少ない業者は、多少安くしても受注する傾向も見られるようですので、今回、低入札業者が出たことはその辺りも要因の一つかと推察致します。

【審議案件5】

審議案件名 : 国立療養所長島愛生園2号地下タンク補修工事
 資格種別 : —
 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、最も契約率が高く、最も契約金額が高くなっているため
 発注部局名 : 国立療養所長島愛生園
 契約相手方 : 有限会社環境産業
 予定価格 : 2,497,000円
 契約金額 : 2,497,000円
 落札(契約)率 : 100%
 契約締結日 : 令和2年5月27日

(調達の概要)

会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
3者から見積りをとっていることもあり、競争入札としてもよいケースだと思いますが、なぜ随意契約なのでしょう。	予定価格を算出するために当該工事施工可能な業者を調査し、見積りの要請に応じた3者から見積りを徴したところ、最低価格が250万円を下回る価格となったため、随意契約としました。
予定価格が少額随意契約可能な場合でも、できる限り一般競争入札をすることが望ましいとされていますが、随意契約で特に問題ないと判断した理由を教えてください。	予定価格が250万円未満となったことから、随意契約として問題はないと判断しました。
3者の事業者から参考見積書を徴取していますが、当該事業者をどのように選定したのか教えてください。	当該工事施工可能な近隣の業者を調査し、そのうち見積りの要請に応じた3者を選定しました。
事業者選定にあたり恣意性を排除するために取った方策があれば教えてください。	上記の回答のとおり、工事施工可能な業者を調査し、その中で見積りに応じた業者3者を選定することとしました。
今後、予定価格の設定において参考見積による方法以外の方法が考えられないでしょうか。	本件にかかわらず、工事、役務等の積算は専門業者等から参考見積りを徴する以外の方法を採用することは困難と考えますが、今後は、価格資料の積算や、近隣施設等の類似案件の価格調査等による予定価格積算方法も検討したいと思います。

【審議案件6】

審議案件名 : 旧庁舎解体撤去及び土壌汚染対策等工事
資格種別 : 「建設工事-建築一式工事」(「A」ランク)
選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、最も落札率が高く、一者応札であるため
発注部局名 : 国立医薬品食品衛生研究所
契約相手方 : 株式会社鴻池組東京本店
予定価格 : 2,666,466,000円
契約金額 : 2,585,000,000円
落札(契約)率 : 96.9%
契約締結日 : 令和2年4月1日

(調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、一者応札があり、株式会社鴻池組東京本店が契約の相手方となった。落札率は96.9%である。

意見・質問	回 答
工事規模に比し、参加資格確認関係書類の提出期間が短すぎるのではないのでしょうか。	総合評価落札方式における公告期間につきましては、30開庁日程度の確保が必要との認識があり、本調達につきましても参加資格確認関係書類の提出期限までに30開庁日程度を確保いたしました。
応札者が一者で、落札率が非常に高い案件となっています。一者応札になった要因分析として、他者がリソースの確保が間に合わない、ということが大きな理由となっております。入札公告が1月15日で履行期間の始期が4月1日となると、大規模な工事の場合には準備期間としては短すぎるとの印象がありますが、如何でしょうか。	本調達において一者応札になった要因分析として、仕様書を手交し入札に参加されなかった業者に確認したところ、有資格者の社内調整が難しく、準備期間の長短の問題ではないとの話を聞いております。政府の予算成立等の制約があるものの、次回以降の同種・同規模の調達につきましては、今回以上の準備期間の確保を検討したいと考えております。
技術審査委員会メンバーの外部委員2名のうちのお一人は技術に関する専門家ですか。技術審査表の採点結果の信頼性を担保するためにどのような方策を取っていますか。	外部委員2名のうち、1名は国土交通省関東地方整備局横浜管轄事務所長となっており、専門的な知識を有する者となっております。また、各委員の採点にあたり、疑義等については逐一、参加業者に確認する等の対応を行っております。

<p>技術審査表について、審査委員メンバーが個別に審査をする形式を取らずに、委員会として採点をするという形式を取っているように思います。技術審査委員がそれぞれ採点をする形を取らない理由を教えてください。</p> <p>また、加算点の評価点について、加点A、B、C、Dの欄に入っている数値を使わずに、10点満点中9点のような評価を行っている箇所があります。当初の採点方針（4段階評価方式）とは違うように思いますが、如何でしょうか。</p>	<p>本技術審査については各委員がそれぞれ採点する形となっております。</p> <p>また、各委員が採点した点数を集計し、その平均点を技術審査表の評価点に記載しております。そのため、一部項目ではA-Dの配点とは異なる数字が記載されております。</p>
<p>予定価格算出調書の詳細に記載されている内訳書の「名称・規格」及び数量の算定は誰がどのような方法で設定して予定価格を算定したのでしょうか。</p>	<p>予定価格算出調書の「名称・規格」及び数量につきましては、平成30年度に実施した「国立医薬品食品衛生研究所 旧庁舎解体撤去及び土壌汚染対策等工事設計業務」にて各設計により算出した数量を踏まえたものとなっております。</p>
<p>一者応札となった要因分析として、人材の確保が困難であったことが「考えられる」と記載されているが確認はしていないのでしょうか。確認していないと今後の教訓にならないと考えられます。</p> <p>また、その条件は、本入札において外すことができない条件だったのででしょうか。</p>	<p>要因分析につきましては、仕様書を手交し、入札に参加されなかった業者に確認しております。</p> <p>なお、資格条件等については、本調達を履行する上で求められる必要最低限の資格となっております。</p>
<p>【審議案件7】</p> <p>審議案件名：オンライン超臨界流体抽出/超臨界流体クロマトグラフ質量分析計 一式 購入</p> <p>資格種別：-</p> <p>選定理由：随意契約を実施している案件中、購入で契約額が最も高く、契約の妥当性について確認する必要があるため</p> <p>注部局名：国立医薬品食品衛生研究所</p> <p>契約相手方：島津サイエンス東日本株式会社</p> <p>予定価格：85,118,000円</p> <p>契約金額：85,118,000円</p> <p>落札(契約)率：100%</p> <p>契約締結日：令和2年6月26日</p>	
<p>(調達の概要)</p> <p>会計法第29条の3第4項に基づく随意契約を行った。</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>任意で提出させた見積書の比較だけで随意契約とすることは、選定手続の公正さを疑われるのではないのでしょうか。</p>	<p>本件は会計法第29条の3第4項の規定に基づき緊急随意契約を行ったものです。随意契約の場合はなるべく2者以上から見積書を徴することとされているため（会計法第99条の6）、3者のほかにも2者（合計5者）に声かけを行いました。見積書の提出があったのは3者のみであったため、3者の金額及び納入可能時期を比較し、契約を行ったものです。</p> <p>なお、金額については任意の見積書ではありますが、定価を調査した上で、事業者に対し提示できる最低の金額で見積書を作成するよう強く依頼しております。</p>
<p>随意契約理由書の緊急性の意味をもう少し詳しく教えてください。これまでの同種の検査機器は継続して利用できている状況（推察ですが）、納入期限が11月30日で契約日から約5か月後であることを踏まえると、緊急性のレベルはそれ程高くなく、一般競争入札から競争性のない随意契約（緊急）に敢えて変更しなければならない積極的な理由があまり感じられませんが如何でしょうか。</p> <p>一般競争入札を行った場合、落札価格は予定価格を下回っていた可能性があります。</p>	<p>有効な治療薬が無い現状において新規治療薬等の開発は国民の生命・健康の維持のため喫緊の課題であり、一刻も早く事業を開始する必要がありましたが、当所では同種の機器を所有しておらず、本機器を緊急に調達する必要がありました。</p> <p>緊急随意契約の実施により、一般競争入札を行うより調達時期を約2ヶ月短縮しております。2か月の購入時期短縮により、いち早く緊急時の新規治療薬等の品質評価法の体制作りが実現できます。</p>

	<p>新規治療薬等の開発・実用化の中で長い時間を要する品質評価（分析）法の開発において、本機器を導入することにより、分析時間は従来の1/6に短縮され、従来複数使用していた分析機器は、本機器一つで実施できるため、少なくとも1/6（例えば半年が一か月程度）に短縮できるものと考えられます。</p> <p>また、本機器を用いた新規治療薬等の迅速な品質評価法のモデルを当所より提案することで、他機関においても他の新規治療薬等の評価法の開発に応用できます。本迅速分析評価法の活用が拡大することで、従来法より短期間で治療薬開発が進むことが期待できます。</p> <p>以上により、本調達案件については極めて高い緊急性があると判断し、緊急随契を行うこととしました。</p>
--	---

随意契約説明書には、本契約の必要性が強調されているが、随意契約を行った緊急性についての記述が具体的ではありません。いつどのような形で調達の要求が発生し、いつまでに調達する必然性があったのかについて具体的に説明をしてください。

本機器は、新型コロナウイルス感染症の治療薬等の開発に係る事業として認められた第一次補正予算により調達を行ったものです。5月19日の第一次補正予算の示達を受け、購入機器の選定、仕様書の作成、価格の調査及び複数の事業者への見積依頼等を迅速に行い、6月26日に契約を締結しております。

有効な治療薬が無い現状において新規治療薬等の開発は国民の生命・健康の維持のため喫緊の課題であり、一刻も早く事業を開始する必要があるため、本機器を緊急に調達する必要がありました。

緊急随意契約の実施により、一般競争入札を行うより調達時期を約2ヶ月短縮しております。2か月の購入時期短縮により、いち早く緊急時の新規治療薬等の品質評価法の体制作りが実現できます。新規治療薬等の開発・実用化の中で長い時間を要する品質評価（分析）法の開発において、本機器を導入することにより、分析時間は従来の1/6に短縮され、従来複数使用していた分析機器は、本機器一つで実施できるため、少なくとも1/6（例えば半年が一か月程度）に短縮できるものと考えられます。

また、本機器を用いた新規治療薬等の迅速な品質評価法のモデルを当所より提案することで、他機関においても他の新規治療薬等の評価法の開発に応用できます。本迅速分析評価法の活用が拡大することで、従来法より短期間で治療薬開発が進むことが期待できます。

以上により、本調達案件については極めて高い緊急性があると判断し、緊急随契を行うこととしました。

【審議案件8】

審議案件名 : 電子的デバイスを用いた無作為化比較試験におけるQOL値測定業務
資格種別 : 「役務の提供等」（「A」「B」又は「C」ランク）
選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、落札率が高く、一者応札であるため
発注部局名 : 国立保健医療科学院
契約相手方 : 公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター
予定価格 : 448,056,224円
契約金額 : 446,877,200円
落札(契約)率 : 99.7%
契約締結日 : 令和2年4月1日

(調達の概要)
一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、一者応札があり、公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンターが契約の相手方となった。落札率は99.7%である。

意見・質問	回 答
<p>相手方はどのような実績がありますか。 一者応札となった理由で考えられるものは何でしょうか。</p>	<p>契約相手方は、臨床研究としての QOL 評価を実施できる業者が限られている中で、特に癌領域の無作為化比較試験における QOL 値調査を多く実施した実績があります。 一者応札となった要因は当該業務に係る専門的知識及び要件を満たす事業者が限られていたものと考えられます。</p>
<p>開札調書を見ますと、一者応札で落札率が 99.7%と非常に高くなっております。仕様書を手交した事業者が 2 者と少ないのですが、広く周知する方法として公告の他に何か行いましたか。</p>	<p>広く周知する方法として、当院のホームページに公告を掲載いたしました。</p>
<p>予定価格を算出するにあたって、2 者（落札者含む）から参考見積りを徴取して、それに単価の修正を行っています。そのときネットから単価を取ったと記されていますが、それはどのような単価ですか。市場価格を反映した適切なものとなっていますか。 また、この他に過去の実績等分析的な手法で予定価格を算出していますか。</p>	<p>各種単価については、ネットにおいて、市場における相場を調べ算出し、また旅費、謝金等については、国家公務員等の旅費に関する法律の規定及び、当院における謝金単価の規定に基づき算出した金額となります。 今後は過去の実績等分析的な手法も考慮しながら予定価格を算出していきます。</p>
<p>本件は総合評価落札方式です。技術評価と価格評価を総合した数値を算出する必要がありますが、どこに示されていますか。</p>	<p>開札調書の備考欄に技術点と価格点が示しております。</p>
<p>技術評価点と価格評価点の合計点こそが落札者を決定する重要な指標となりますので、備考欄ではなく、本欄に格上げすることが望ましいのではないのでしょうか。</p>	<p>今後は技術評価点と価格評価点の合計点を本欄に格上げします。</p>
<p>予定価格の算定において見積りを入手した 2 者の内 1 者と契約をし、その上で契約業務内容の一部を契約外となった 1 者に再委託をする結果となっていますが、見積りを入手した 2 者は以前から協同関係にあったのでしょうか。 再委託契約となった理由は記載されていますので「経緯」をご説明ください。</p>	<p>再委託先となった業者は、費用対効果評価や QOL 評価に関する海外調査の経験が豊富にあることが、業界内において広く知られています。 今般、海外研究者への調査業務における意見交換を実施するため、契約業者が再委託業者にお願いすれば業務をより円滑に進められるとの考えがあったため、再委託の依頼を申し入れました。</p>
<p>【審議案件 9】 審議案件名 : 地下3階サーバー室空調機2台修理作業請負契約 資格種別 : - 選定理由 : 随意契約（少額随契）を実施している案件中、同時期に同一事業者と別案件で契約を行っており、随意契約の妥当性について確認する必要があるため 発注部局名 : 国立感染症研究所 契約相手方 : 東京冷機工業株式会社 予定価格 : 1,870,000円 契約金額 : 1,870,000円 落札(契約)率 : 100% 契約締結日 : 令和2年4月8日</p>	
<p>(調達の概要) 会計法第29条の3第5項に基づく随意契約を行った。</p>	
意見・質問	回 答
<p>意図的な規制逃れの疑いがもたれます。</p>	<p>本件は、室外機からの冷媒ガスにより冷却する空調機のガス漏れの修理であり、ガス配管と室内機の更新を行うもので、近い時期に契約している「2階49号室及び3階48号室ファンコイル更新工事」は、冷温水発生機からの冷却水を使用するファンコイルの本体を更新する工事であり、2件の内容は異なります。</p>

	<p>また、必要となった時期も異なり、いずれも直ちに処置が必要だったため、一般競争入札ではなく随意契約によることとしました。</p> <p>今後は、同時期に合わせて調達できるか検討し、出来る限り一般競争入札を行うよう努めます。</p>
<p>この案件の他に同時期に同種の少額随意契約「2階49号室及び3階48号室ファンコイル更新工事契約」を契約価格1,298,000円で締結しています。穿った見方をすれば、少額随意契約とするために分割発注を行ったという疑義も生まれますが、2件とも少額随意契約で問題はないとする理由を教えてください。</p>	<p>上記回答のとおりです。</p>
<p>予定価格が少額随意契約可能な場合でも、できる限り一般競争入札をすることが望ましいとされていますが、随意契約で問題ないと判断した理由を教えてください。</p>	<p>本件は、特に重要なサーバーが設置されている室内にある空調機を直ちに修理する必要があったため、随意契約によることとしました。</p> <p>複数のサーバー及びそれにかかる機器が設置されていますが、そのうち最も重要なものは、当庁舎の統括ネットワークスイッチです。これが故障した場合、所内ネットワークが配線の段階から完全に利用できなくなります。</p> <p>また、分子疫学解析や病原体のゲノム比較解析を行うサーバーも設置されており、現在、新型コロナウイルスの分子疫学解析を実施し、ゲノム解析データからクラスター対策にも利用されています。</p> <p>更に、これまでに次世代シーケンサーで解読を行ったデータ等も格納し、データベースとしても使用していますので、万が一故障した場合、ゲノム配列を用いた公衆衛生への対応、新規病原体探索、重要な病原体のゲノム解析が実施不可能となり、感染症対策業務に大幅な遅延が生じます。</p> <p>特に、新型コロナウイルスの分子疫学解析が実施できなかった場合、自治体等への情報還元ができなくなり、国内の新型コロナウイルスパンデミック対策に多大なる影響を及ぼすこととなります。</p>
<p>2者の事業者（契約者含む）から参考見積書を徴取していますが、当該事業者をどのように選定したのか教えてください。また、選定にあたり恣意性を排除するために取った方策があれば教えてください。</p>	<p>空調機に不具合が生じた際に応急処置したことがある業者、エアコン関係で対応したことがある業者（4者）から見積書を徴取しました。</p> <p>恣意性を排除するために取った方策は、特にありません。</p>
<p>【審議案件10】</p> <p>審議案件名：感染症発生動向調査週報のDTP編集及びPDF制作業務請負単価契約</p> <p>資格種別：「役務の提供等」のうち「情報処理」（「A」「B」「C」又は「D」ランク）</p> <p>選定理由：一般競争入札を実施している案件中、落札率が100%であり、再委託を行っているため</p> <p>発注部局名：国立保健医療科学院</p> <p>契約相手方：凸版印刷株式会社</p> <p>予定価格：7,091,480円</p> <p>契約金額：7,091,480円</p> <p>落札(契約)率：100%</p> <p>契約締結日：令和2年4月1日</p>	
<p>(調達の概要)</p> <p>一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者応札があり、凸版印刷株式会社が契約の相手方となった。落札率は100%である。</p>	

意見・質問	回 答
<p>再委託先についての審査はどのようにしたのでしょうか。</p>	<p>厚生労働省大臣官房会計課長通知「再委託の適正化を図るための措置について」（平成21年4月15日）に基づき、再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」を提出させたところ、再委託先が昨年度と同様であるため、業務履行に支障はないと判断し再委託を承認しました。</p>
<p>入札の前に最終的な制作物のサンプルを徴取して技術審査を行っていることからすると、一般競争入札（最低価格落札方式）にはなじまない案件と考えられます。一般競争入札（最低価格落札方式）は価格要素のみによって決すべき性質のものだからです。</p> <p>この案件は総合評価落札方式を採用して、技術評価と価格競争を担保するか、または、随意契約（公募）と価格交渉を組み合わせる、かのどちらかの方法の方が適正な調達を可能とするのではないかと考えますが、如何でしょうか。</p>	<p>総合評価落札方式による場合には財務大臣への個別協議が必要となりますが、市場化テスト案件以外は基本的に認められないため、総合評価落札方式の採用は困難であります。</p> <p>また、随意契約（公募）は、サンプル審査により複数者が応募要件を満たした場合、一般競争入札に移行しなければならないため、最低価格落札方式での調達と大きな違いはないと思われま。</p> <p>なお、システム関係の調達では、最低価格落札方式の場合に履行可能性審査が行われており、価格以外の要素も考慮する余地があるのかと思います。</p> <p>財務大臣通知「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日）では、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札による調達を行うとされておりますが、本件について「随意契約によらざるを得ない」として良いか判断が難しいところであり、一般競争入札（最低価格落札方式）での調達が適切ではないかと考えます。</p>
<p>予定価格を算定するときに参考見積を入札予定者から徴取し、参考見積をそのまま予定価格としています。予定価格の適正性が検証されていません。</p> <p>過去の同様の調達の実績価格や現在の経済状況を反映した実勢価格を調査して適正に評価をして、予定価格を算定すべきだと思いますが、如何でしょうか。必ずしも参考見積価格が適正な価格だとは言えないはずです。</p>	<p>サンプル審査に合格したのが一者のみで、他者から見積書を徴取できなかったため、前年度の契約実績単価と比較し、安価であった前年度の契約実績単価を採用しましたが、今後は、複数者から見積書を徴取するなど、より適正な予定価格の算定に努めます。</p>

2 1 都道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】
 厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室
 電話03-5253-1111（内7965）